

藤沢市民ギャラリー条例施行規則の廃止について
藤沢市民ギャラリー条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

2025（令和7年）2月13日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

1 廃止する規則

別紙のとおり

2 施行期日

2025年（令和7年）4月1日

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に伴い、規則を廃止する必要による。

藤沢市民ギャラリー条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和7年2月 日

藤沢市教育委員会

教育長 岩 本 將 宏

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市民ギャラリー条例施行規則を廃止する規則

藤沢市民ギャラリー条例施行規則（昭和61年藤沢市教育委員会規則第6号）
は、廃止する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

○藤沢市民ギャラリー条例施行規則

昭和61年9月29日

教委規則第6号

改正 平成元年5月24日教委規則第3号

平成3年3月31日教委規則第13号

平成14年1月25日教委規則第12号

平成14年12月6日教委規則第4号

令和元年5月22日教委規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、藤沢市民ギャラリー条例(昭和61年9月藤沢市条例第17号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づき、藤沢市民ギャラリー(以下「ギャラリー」という。)の管理等について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第2条 ギャラリーの開館時間は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 常設展示室以外の設備 午前10時から午後7時(日曜日にあつては、午後5時)まで
- (2) 常設展示室 午前10時から午後8時(土曜日、日曜日及び休日にあつては、午後6時)まで

2 ギャラリーの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日(常設展示室にあつては、毎月の第2月曜日(その日が休日に当たる場合は、当該休日後最初に到来する休日でない月曜日))
- (2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、開館時間を臨時に変更し、又は休館日を臨時に変更し、若しくは定めることができる。

(平成元教委規則3・平成3教委規則13・平成14教委規則4・令和元教委規則2・一部改正)

(一般展示室の使用原則)

第3条 ギャラリーの第1展示室、第2展示室及び第3展示室(以下「一般展示室」と総称する。)の使用については、火曜日から次の日曜日までの間、美術作品等の展示を継続することを原則とする。

(使用許可申請手続)

第4条 条例第4条第1項の規定による申請(以下「使用許可申請」という。)は、藤沢市民ギャラリー使用許可申請書により、前条の規定による展示期間の初日の8月前から1月前までの間にしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、教育長が認めるときは、同項の申請期間以外においても、使用許可申請をすることができる。

(使用許可に関する決定)

第5条 条例第4条第1項の規定による使用許可(以下単に「使用許可」という。)又は不許可の決定は、次の区分により行うものとし、その結果は、申請書に文書により通知するものとする。

(1) 前条第1項の規定による使用許可申請のうち、毎月1日において展示期間の初日が6月後の月に属することとなるものについては、同日(その日が休館日に当たる場合は、その後最初に到来する開館日)まとめて決定するものとする。この場合において、展示期間を同じくする使用許可申請があるときは、別に定める抽選により順位を定め、その順序により決定するものとする。

(2) 前条第1項の規定による使用許可申請のうち前号に掲げるもの以外のもの及び同条第2項の規定による使用許可申請については、その申請の順序により決定するものとする。

(使用上の打合せ)

第6条 使用許可を受けた者(以下「一般展示室使用者」という。)は、展示期間の初日前2週間までに(当該期限後において使用許可がなされた場合にあつては、あらかじめ)、ギャラリーの使用方法について打合せをしなければならない。

(使用変更の承認)

第7条 一般展示室使用者が使用許可に係る使用内容を変更しようとするときは、教育委員会に申請して、その承認を得なければならない。

2 前項の申請は、使用許可の通知書を添付した藤沢市民ギャラリー使用変更承認申請書によりしなければならない。

3 第1項の承認又は不承認の通知は、文書によりするものとする。

(使用の取消しの届出)

第8条 一般展示室使用者がその使用を取りやめたときは、藤沢市民ギャラリー使用取消届出書により、その旨を教育委員会に届出なければならない。

(特別な設備等に係る仕様書等の提出)

第9条 条例第6条第2項の規定による承認を得ようとするときは、特別な設備又は装飾に係る仕様書又はこれに類する書類を教育委員会に提出しなければならない。

(展示作品の管理)

第10条 一般展示室使用者は、その展示期間中、展示作品を自主的に管理しなければならない。

(遵守事項)

第11条 ギャラリーの利用者(一般展示室使用者を含む。)は、ギャラリー内において次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外の場所で喫煙又は飲食をしないこと。
- (2) 他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 許可なくして物品を販売しないこと。
- (4) 職員の指示に従うこと。

(利用の制限)

第12条 教育委員会は、ギャラリーの管理上支障があると認められる者には、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(使用料の減免)

第13条 条例第5条第2項の規定により減額する使用料の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

(1) 次のアからエまでに掲げる場合のいずれかに該当する場合 5割

- ア 市が共催する展示会のために使用する場合
- イ 国又は神奈川県が使用する場合
- ウ 教育委員会が別に定める社会教育関係団体が使用する場合
- エ 教育委員会が別に定める福祉団体が使用する場合

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合 その都度教育委員会が定める割合

2 条例第5条第2項の規定により使用料を免除する場合は、市が使用する場合とする。

3 条例第5条第2項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするものは、藤沢市民ギャラリー使用料減免申請書により、教育委員会に申請しなければならない。

4 教育委員会は、前項の申請があつたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を藤沢市民ギャラリー使用料減免等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(平成14教委規則12・一部改正)

(既納使用料の還付)

第14条 条例第9条ただし書の規定による既納使用料の還付は、次に定めるところによる。

- (1) 使用者がその責めに帰することができない理由により使用できない場合は、全額を還付する。
- (2) 展示期間の初日前3月までに、第8条の規定による使用取消しの届出があつた場合は、50パーセント相当額を還付する。

2 既納使用料の還付を受けようとする者は、藤沢市民ギャラリー既納使用料還付申請書により、教育委員会に申請しなければならない。

(帳票の様式)

第15条 この規則に規定する各帳票の様式は、教育長が定める。

(ギャラリー運営協議会の委員長)

第16条 藤沢市民ギャラリー運営協議会(以下「協議会」という。)に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第17条 協議会の会議は、委員長が招集する。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(協議会の書記)

第18条 協議会に書記を置き、ギャラリーの管理を担当する職員をもつて充てる。

- 2 書記は、委員長の指揮を受けて協議会の庶務を処理する。

附 則

- 1 この規則は、条例の施行の日(条例附則第1項本文に規定する日をいう。)から施行する。ただし、第16条から第18条までの規定は、昭和61年10月1日から施行する。
- 2 一般展示室の使用に関する手続きについては、前項本文に規定するこの規則の施行の日前においても行うことができる。
- 3 第17条第1項の規定にかかわらず、協議会の最初の会議については、教育長が招集する。

附 則(平成元年教委規則第3号)

この規則は、平成元年6月4日から施行する。

附 則(平成3年教委規則第13号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成14年教委規則第12号)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条の規定は、この規則の施行の日以後に受けた使用の許可に係る藤沢市民ギャラリーの一般展示室の使用料について適用し、同日前に受けた使用の許可に係る藤沢市民ギャラリーの一般展示室の使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成14年教委規則第4号)

この規則は、平成15年1月1日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、同年9月1日以後の藤沢市民ギャラリーの開館時間について適用する。

附 則(令和元年教委規則第2号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。